

特定非営利活動法人日本歯科放射線学会 認定医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、歯科医療における放射線の使用に関して、専門的知識と臨床技能を有する歯科放射線認定医（以下「認定医」という）を育成することにより、歯科放射線医療の発展と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため特定非営利活動法人日本歯科放射線学会（以下「学会」という）は、歯科放射線科認定医（以下「認定医」という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会等

第3条 認定医の認定は、学会認定委員会の審査により判定し、理事会の議決を経て、総会に報告する。

第3章 認定医の申請資格

第4条 認定医になろうとする者は、申請資格を満たした後に、認定医試験に合格しなければならない。

第5条 認定医試験を受ける者は、次の各号の資格をすべて満足することを要する。

- (1) 日本国の歯科医師の免許を有し、良識ある人格をもつ者
- (2) 学会の正会員として2年以上継続した者
- (3) 別に定める資格を有する者
- (4) 別に定める診療実績・研修実績・研究実績を有する者

第4章 認定医認定の手続き

第6条 認定医試験を受けようとする者は、別に定める申請書類に所定の申請手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

第7条 学会は、試験に合格し所定の認定手数料を納付した者に認定証を交付する。

第5章 認定医資格の更新

第8条 認定医は、5年ごとにその資格の更新を受けなければならない。ただし更新期限前に専門医の資格を取得した場合、更新は専門医資格の更新と同時に受けなければならない。

第9条 認定医資格の更新には、別に定める一定の条件を満たすことを必要とする。

第6章 認定医資格の喪失

第10条 認定医は次のいずれかの理由により、認定委員会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 資格を辞退したとき
- (2) 歯科医師免許を喪失したとき
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき
- (4) 第8条に規定する資格の更新をしなかったとき
- (5) 第9条に規定する資格の更新条件が満たされなかったとき
- (6) 認定委員会で認定医として不適当と認められたとき

第7章 補則

第11条 本規則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

2 平成23年以前に認定された専門医は、認定医の資格も有するものとする。

附則 この改正は、平成22年4月23日から施行する。

附則 この改正は、平成25年5月31日から施行する。

附則 この改正は、平成26年6月6日から施行する。

特定非営利活動法人日本歯科放射線学会 認定医制度施行細則

第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会認定医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この認定医制度細則（以下「細則」という）に従うものとする。

第2章 認定医の認定

第2条 認定医試験を受ける者は、次の各号に定める申請書類に第9条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 歯科医師免許の写し
- (4) 研修証明書（様式3）
- (5) 研修カリキュラム履修記録（様式4）
- (6) 歯科放射線に関する業績目録（様式5）
- (7) 上記の業績を証明できる資料
- (8) 診療実績を証明できる資料

第3条 認定医試験は筆記試験とする。ただし4条2号に該当する者には、筆記試験に加えて実地試験を行う。

第4条 認定医試験を受ける者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 研修機関で2年以上の研修を受けた者
- (2) 歯科エックス線優良医の資格を有し、同資格を1回以上更新した者

第5条 認定医試験を受ける者のうち、4条1号に該当する者は、次の診療実績・研修実績・研究実績を必要とする。

- (1) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として1回以上行うこと。あるいは学術論文を筆頭著者として1編以上発表すること。
- (2) 画像診断業務に従事し、読影報告書50例以上を作成し、そのうち、20例以上は筆頭報告書として報告書を作成すること。
- (3) 2号に示した読影報告書には、造影・CT・超音波・MRI・RIなどを20例以上含むこと。
- (4) 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取り扱いと管理技術、及び関連する法令などの研修を含むこと。

第3章 認定医の更新

第6条 認定医の資格の更新には、別表1に示す研修単位を5年間に30単位以上履修することを要する。ただし「歯科放射線学会関連学会」または「歯科放射線学会が指定する研修会」への出席を1回以上含むこととする。

第7条 認定医の資格を更新しようとするものは、資格が消失する日の3ヶ月前までに、次の各号に定める申請書類に第9条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新申請書（様式6）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 研修記録（様式7）
- (4) 上記の実績を証明できる資料

第8条 過去5年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の猶予を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし猶予期間は2年間までとする。

第4章 手数料

第9条 本制度の施行に係わる諸手数料は次のように定める。

- (1) 認定医の申請手数料 10,000円
- (2) 認定医認定手数料 10,000円
- (3) 認定医の更新手数料 10,000円
(専門医の更新を同時に行う場合は認定医の更新手数料を含めて10,000円とする)

第5章 補則

第10条 本細則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

- 附 則 この細則は、平成20年12月 1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成22年 4月23日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成24年 6月 1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成25年 5月31日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成25年11月 1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成26年 6月 6日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成28年10月29日から施行する。